

第2次石垣市自殺対策計画策定業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

第2次石垣市自殺対策策定業務の委託にあたり、自殺対策に関する専門知識や計画策定に関する豊富な実績を持ち、適切な業務遂行が可能な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

第2次石垣市自殺対策計画策定業務

3 業務内容

別紙「第2次石垣市自殺対策計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

※仕様書の内容については、現時点の予定であり、今後、国及び県から新たな方針が提示された場合は双方で協議の上、業務内容を変更することがある。

4 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

5 提案上限額

総額 4,961,000円（税込）

（税抜金額 4,510,000円）

※上記金額は契約金額の限度額を示すものであり、契約金額を示すものではない。
見積金額が提案限度額を超過した場合は失格とします。

6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 過去に、自殺対策計画に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (3) 石垣市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続の開始又は再生手続の開始申立てがなされた者でないこと。
- (5) 暴力団（石垣市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

- (6) 沖縄県内に本社、支社や営業所等を有すること。
- (7) 国税及び地方税の滞納が無いこと。

7 参加申込

本業務のプロポーザル参加の申込みを行う場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記①から③までをまとめて綴ったもの……正本1部、副本8部

下記④⑤……1部

①参加申込書（様式1）

②見積書（任意様式）

人件費や諸経費等の内訳を詳細に記載し、本業務にかかるすべての経費を含む。

③企画提案書（任意様式）

下記については必ず記載する。

ア 会社概要

イ 事業実績一覧（自殺対策に関する計画 過去10年分）

ウ 事業実施体制

エ 事業従事者一覧（類似業務実績、保有資格等）

オ 策定までのスケジュール

カ 自殺対策計画全般の基本的な考え方

キ 本市の特性を踏まえた計画策定に関する提案

ク 策定委員会運営に対する提案

ケ その他（デザインや仕様等）の提案

④履歴事項全部証明書（3ヶ月以内の証明書であれば、写しも可とする）

⑤納税証明書（3ヶ月以内の証明書であれば、写しも可とする）

(2) 提出期間

令和8年5月8日（金）8時30分から令和8年5月29日（金）17時15分

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着のこと）

(4) 提出場所

〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

石垣市福祉部障がい福祉課 在宅福祉係

(5) 提出にあつての留意点

- ・参加申込書等の様式については、石垣市福祉部障がい福祉課ホームページからダウンロードすること。
- ・提出書類はA4判とし、書式やページ数に定めはない。ただし、A3判の折込ページの挿入は可とする。

- ・提出書類は表紙（事業所名を記載すること）と目次を作成し、項目ごとにインデックスを付けること。
- ・書類作成にあたっては、専門知識のない者でも理解できるように配慮すること。
- ・提出された書類は返却しない。なお、提出書類を参加申込者に無断で本公募の目的以外に使用しない。
- ・提出期限を過ぎた後の書類を提出した場合の申込みは無効とする。
- ・提出期間を過ぎた後の書類の差控え及び再提出は認めない。

(6) 参加辞退

参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月29日までに(4)提出場所へ辞退届（様式2）を提出すること。なお、参加辞退した場合でも、本市の他の入札への影響はない。

8 質問及び回答について

本公募に関して質問がある場合は、下記のとおり電子メールにて送付すること。送付後は送信報告を電話にて行うこと。

- (1) 提出方法 質問票（様式3）を電子メールにて提出
- (2) 提出期間 令和8年5月8日（金）8時30分から
令和8年5月15日（金）17時15分まで
- (3) 回答方法 令和8年5月22日（金）に石垣市HPへ掲載
- (4) 提出先 石垣市福祉部障がい福祉課在宅福祉係
Mail : fukushi@city.ishigaki.okinawa.jp
電話 : 0980-82-9947

9 審査に関する事項

本プロポーサルは、二段階方式で審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

石垣市福祉部障がい福祉課において応募資格の確認等を行う。応募多数の場合は、4者を二次審査対象として選出する。

なお、応募者が4者に満たない場合は、参加資格要件を満たした全応募者を二次審査の対象とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ①日時：令和8年6月3日（水）午後 ※開始時間は申込者に追って通知する。
- ②場所：石垣市役所 福祉部会議室
- ③時間配分：20分以内（準備5分、説明10分、質疑応答5分）
- ④人数：3名以内
- ⑤説明者：説明を行うものは、受託した場合に本業務を実際に行う担当者を主とする。

⑥その他：プロジェクター及びスクリーン、HDMI は本市が準備する。

(3) 委託候補者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を第一位契約候補者とし、次に高い者を第二位候補者とする。第一位契約候補者又は第二位契約候補者が2者以上いた場合は、選定員全員の多数決により決定する。ただし、評価点の合計点が全体の6割未満である場合は、契約候補者として選定しない。

10 選定結果通知

- (1) 選定結果は、参加申込者に対し郵送により通知する。また、本市 HP にも選定結果を公表する。
- (2) 通知した選定結果以外の質問には回答しない。また、選定結果についての異議申し立ては受付けない。

11 業務委託契約

- (1) 選定の結果、第一位候補者となった者と契約締結交渉を行う。ただし、第一位契約候補者と合意に至らなかった場合は、第二位契約候補者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容は、企画提案書等に基づき本市との協議を通じて決定する。

12 留意事項

- (1) 本公募への参加申込みに必要な費用は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、参加資格の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
 - ・提出書類に協議の記載をしたとき。
 - ・本公募への参加資格がないことが判明したとき。
 - ・やむ得ない場合を除きプレゼンテーション開始時間に遅れたとき。

13 全体スケジュール

要件等配布（石垣市 HP 掲載）	5月 8日（金）～
質問受付期間	5月 8日（金）～5月15日（金）
質問回答掲載	5月22日（金）
申込書類受付期間	5月 7日（木）～5月29日（金）
プレゼンテーション開催通知	6月 1日（月）
プロポーサル実施日	6月 3日（水）
結果通知	6月12日（金）
契約締結	6月中旬

14 担当部課

石垣市福祉部障がい福祉課在宅福祉係（担当：石川）

住所：〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

電話：0980-82-9947（直通）

Fax：0980-82-1580（ご利用の場合、送信後に電話連絡お願いします。）

Mail：fukushi@city.ishigaki.okinawa.jp